

オーストラリア個別指導協会 (ATA)

行動規範* (コード・オブ・コンダクト)



参考

*ATAの行動規範は時によって、予定なしに変更される場合があります。変更及ぶ修正事項は電子メール、ニュースレターの更新、またはソーシャルメディアで会員に通知されます。最新の本行動規範を認識していることは会員の義務であります。



オーストラリア個別指導協会（ATA） 行動規範（コード・オブ・コンダクト）

第一部 紹介

目的

1. オーストラリア個別指導協会（ATA）の行動規範の目的は：
 - 1.1 クライアントが倫理的な個別指導機関や開業者から最高のサービスを受けられるようにするため。
 - 1.2 教育的個別指導サービスの国家基準を作り、維持するため。
 - 1.3 最高の実行方法の履行を指導するため。

行動規範の適用

2. 本行動規範はオーストラリア個別指導協会（ATA）の会員になることにより、そのルールを守ることに合議した全てのオーストラリア個別指導協会（ATA）の全会員に適用される。

解釈

3. 本行動規範で、別途の言及が無い場合：

「児童の安全」は、児童が暗黙的、または明示的に不適切な性的行為から安全だったことを意味する；

「行動規範」はオーストラリア個別指導協会（ATA）の行動規範を意味する；

「依頼人」は生徒や生徒の両親、または個別指導サービスの費用を払う保護者を意味する；

「紛争」は会員が行動規範を守らない場合、依頼人からの不満が出た場合のことを意味する；

「会員」はオーストラリア個別指導協会（ATA）の正会員と準会員を意味する。

「盗作」は他人の作品や出版物（書面、電子、言語、または芸術作品）などを著者の許諾無しで使用することを意味し、詐欺の一つである。

「教師」は教育的個別指導サービスを提供する人を意味する；

「授業」は「個別指導」、「個人指導」と「家庭教師授業」の代わりに使用することが出来る。

「個別指導センター」は指導が行われている場所を意味し、「教育センター」の代わりに使用することが出来る；

「個別指導機関」は教育的個別指導サービスを提供するために設立された機関を意味する。



第二部—個別指導機関の義務—行動規範

ATA会員の義務

4. 個別指導機関は生徒が最高の教育成果を出すために資源を使う。
5. 会員一人一人は自分の出せる最大限の力を出し、生徒の成績を向上する。
6. 会員は自分の教育方法や学習方法、資料を活用し、生徒の自負心と自信感を高める。
7. 全会員は、本行動規範をいつでも依頼人が精読出来るように、常に、保管して置くべきである。

追加の義務

7A. 児童や教師の家で授業を行う場合、教師は本行動規範により、家の中に責任のある成人の保護者が常について、連絡のしやすい環境のもとで行われなければならない。授業が寝室で行なわれることは禁止されている。

7B. 児童の家で授業が行われた場合、授業ごとに、児童の保護者は家におり、授業は児童にとって安全な方法で行われたということを意味する書類に署名しなければならない。

7C. 児童が16歳以上である場合、両親の書面の許可があれば、たとえ保護者が家になくても授業を受けることが出来る。

資格

8. 機関の会員は該当機関の全ての教師がその機関のカリキュラム（教科課程）と教育方法に対するトレーニングを受けるようにしなければならない。
9. 会員は教師が常にトレーニングや専門的開発をしていくことを確認しなければならない。トレーニングとしてはカリキュラムやプログラムの開発、児童教育発達及び評価、児童保護などの訓練教育などがある。
10. 機関に雇用された全ての教師は教育的な水準を維持するため、一年ごとに評価を受けなければならない。教師の評価は評価の前に公開された様式により、ATA個別指導教師評価書などを含むこともある。ATA個別指導教師評価書はATAのウェブサイト (www.ata.edu.au) で閲覧可能である。



公開の義務

11. 会員は依頼人が個別指導サービスの必要性に対して客観的な判断が出来るように十分な情報を提供されていることを確認しなければならない。会員は必ず：
 - (a) 生徒が個別指導を要するのか判断し、要する場合、将来の依頼人に評価の結果に対して知らせなければならない；
 - (b) (要請された場合) 将来の依頼人が係わったプログラムやカリキュラムを監査することが出来るようにしなければならない；
 - (c) 係わった教師の資格と経験に対して将来の依頼人に知らせなければならない。
 - (d) 要請された場合、依頼人に（18歳未満の）生徒の正確な学習進行状況を書面で知らせなければならない。

事前試験、事後試験、その他の評価及び報告

12. 評価や試験の種類や用途は評価の前に完全に公開されるべきである。採点に関しては、正確で専門的で正直でなければならない。
13. 生徒の公式的な評価や試験の結果は依頼人に全てを提供しなければならない。
14. ストリーミング（能力別学級編成）、入学審査、または他の目的に施行される事前試験の原本は、法律によって制限させなければ、依頼人の熟読のために提供されなければならない。 ストリーミング、または個別指導の提案は適切な解釈と評価の結果の公開に根拠して正当化する。
15. 依頼人に書面、または口頭で伝わった全てのフィードバックは明確で曖昧じゃなく、誤解の所持があってはならない。その上、このフィードバックによって、クライアントが該当業社に登録をするなど、該当業社が事業的利得を取ればならない。
16. 報告は書面や口頭で伝うことが出来る。 個別指導が一学期（半年）を越える場合、報告は最低一学期に一度はしなければならない。



広告

17. 会員は個別指導費の価格に対しての虚偽広告、実際とは違う個別指導の恵沢、個別指導の必要性に対する表現など、虚偽広告や誤解の所持がある広告方法を使ってはならない。使った場合、競争と消費者保護法規定とオーストラリア全州とテリトリー基盤の消費者保護法律及び本行動規範の規定が適用される。
18. 各媒体のマーケティングや広告に登場した全ての主張は正直で正確で検証されるべきである。統計の使用は依頼人に誤解させる目的や意図を持っているべきではない。検証したデータで収集した統計を係わりとして使用出来ない。
19. 会員は広報資料が個別指導の成果に対して、非現実的な期待を奨励しないようにしなければならない。
20. 会員は競争社が提供するプログラムに対して、誤った、または誤解の所持を催す比較をしてはならない。
21. A T Aの会員であることを示すため、正会員はM. A. T. Aを使う権利が、準会員はA. A. T. Aを使う権利がある。
22. 正会員は自分が本行動規範を守ることを示すため、自分の広告にA T Aのロゴを使うことが出来る。準会員はロゴを使うことができない。

個別指導センターや塾の基準

23. 会員は高い清潔水準を維持するため、定期的に掃除されることを確認しなければならない。
24. 会員は目につきやすく、易しく近付ける位置に適切な応急処置キットをおくり、全職員がその位置を分かっているように教育しなければならない。応急処置キットは適切に備蓄されていることを最低で一学期ごとに確認するべきである。



カリキュラムとプログラミング

25. 関連ありで、必要とする場合、会員は自分のプログラムと国家基盤の教育委員会のカリキュラムや教授要目との関係を明示しなければならない。
26. 個別指導が一学期を越える場合、(機関の職員ではない)教師に要請がある場合、必ず個別指導期間中に意図した学習様式を要約したステートメントで依頼人に提出しなければならない。
27. 関連カリキュラム、または書面のプログラムは依頼人が要請する場合、依頼人が熟読出来るように提供されなければならない。

盗作

28. 会員はどんな形であり、不正な行為をしてはならない。生徒の依存性の生成はどんな位でも勸奨されない。会員はATAの盗作政策と一致する政策を実践しなければならない。ATAの盗作政策は常にアップデートされ、いつでもATAのウェブサイト (www.ata.edu.au) で閲覧可能である。

経営方針

29. 会員は関連地域や州、連邦法規(例: 児童保護、貿易慣行、税金、年金、勤労者補償、産業保健や反人種差別主義)を守り、自分の事業を道徳的で専門的に管理しなければならない。
30. 児童保護法案が存在する地域の会員は、直接的な個別指導がある前、全ての教師が必要な書類を完璧に記載し、関連機関に提出したことを確認しなければならない。
31. 児童保護法案がまだ存在しない地域の会員は、全ての教師が児童関連のどんな警察起訴や犯罪の有罪宣告が無かったとことを証明する法廷申告書に署名するように要求しなければならない。
32. 会員は教師と直接面談し、予備教師に対して、児童保護や教育に関することを指導しなければならない。
33. 会員は職員及びエージェント(代理人)が倫理的で専門的で行動し、個別指導や教育サービスを不合理な方法(例: 脅威、武力、, 強制)で販売しないことを確認しなければならない。
34. 会員は個別指導の全期間、または一定期間の無料や割引された価格で提供し、その代わりに個別指導の費用の引き上げ、個別指導の質の落とすなど、どんな方式でも依頼人の権利を制限してはいけない。
35. 会員は全職員が本行動規範を理解していることを確認しなければならない。



個別指導協約書及び契約書（存在する場合）

36. 会員は個別指導協約書が：

- (a) オーストラリア会社番号(ACN)とオーストラリア事業者番号(ABN)、協約の両方の当事者の名前と住所などを表示することを確認しなければならない；
- (b) 会員とクライアントの権利と責任を正確し、曖昧ではないように設定していないことを確認しなければならない；
- (c) 協約書は冷却期間を置くべきである；
- (d) 提供される個別指導の全価を公開しなければならない。全価に含まれた費用とは(該当する場合)：
 - i. 加入料金、申し込み手数料やそれに該当する前払い金；
 - ii. 各個別指導授業の価格；
 - iii. 支給金、納入の頻度や契約の最小限度期間；
 - iv. 個別指導プログラムの総費用；
 - v. その他の支給金や個別指導の契約で発生される費用；
 - vi. 解約するなどの際、解約金などが発生する場合、費用を払わなければならない費用。

37. 会員は将来の依頼人が要請する場合、将来の依頼人に個別指導契約書を提供しなければならないし、登録の時署名した契約書の写本を提供しなければならない。

リファンド（払い戻し）

38. 全ATA会員は依頼人のため、リファンド政策を書面で具備して置くべきである。

39. 会員のリファンド政策は全関連連邦や州の法律と一致すべきである。

40. 会員は誤解の所持の無いため、「リファンド不可」という文書を展示することは絶対にできない。法的条件の違反がある場合、依頼人はリファンドの権利がある — 競争と消費者保護法。このような条件は適切な管理と技術、約束や広告されたサービスなどの水準を提供させる。

個人情報

41. 会員は国の個人情報保護規則により、個人情報保護法を守らなければならない。

42. 評価、出席、行動観察、請求書、成績や個人情報など、依頼人の個人情報は依頼人の要請による熟読のために提供出来る。



紛争解決及び苦情処理の手順

苦情が初めてATA事務所に受付された場合、苦情のした者はATAの苦情記入用紙を作成し、内容を書面に残すことが規則である。ATAの行動規範の中、何か問題となっているのか詳しく書くことが必要である。その後、該当する教育機関や教師に私的な話をきく。その際、CACは職務が認められるまでは召集されない。

43. 会員は公正で速やかに依頼人からの苦情を処理するように努められる。
44. 口頭の苦情がある場合、口頭の苦情を受けた会員は：
 - (a) 自分の身元を明らかにし、苦情を聞き、情報を記録して苦情の内容を把握する；
 - (b) 苦情で受けた情報を確認する；
 - (c) 苦情処理の手続きに対して説明し、代替法に対して助言を言う；
 - (d) 可能であればすぐ苦情事項を解決し、不可能であれば与えられた時間以内に苦情事項を処理するために努力し；
 - (e) 苦情事項に対して適切な措置をする。例：苦情者に会員が苦情事項を処理するためにした行動とその結果を知らせる。
45. 書面の苦情がある場合、書面の苦情を受けた会員は：
 - (a) 苦情の日から10日以内に苦情のした者に会員が苦情事項を処理するためにした行動とその結果を書面で知らせる；
 - (b) 苦情の日から10日以内に苦情事項を処理することができない場合、苦情の日から7日以内に苦情事項受付確認書を提供し、会員が苦情事項を処理するためにした行動とその結果が出るまでの期間を決めて苦情した者に提供する。
46. 会員は全職員が会員の苦情処理の手続きを理解していることを確認する必要がある。
47. 苦情事項が会員と依頼人の間で苦情事項が解決しない場合、会員は依頼人にATAに苦情が出来る権利があることを知らせる必要がある。
48. 苦情がATAにお問い合わせされた場合、お問い合わせの後可能な速い時間内に行動規範管理委員会(CAC)を通じて議会に伝達され、当事者に決定事項を書面で通知する。
49. ATAが会員が行動規範を違反したと決める場合、ATAの法による処罰措置を適用する。



第三部—管理と行政

50. 本行動規範議会によって執行される。ATA議会は議会役員 2 名以上の行動規範管理委員会(CAC)を任命する。

CACの手順

CACは苦情を言っている(訴えている)者の苦情の内容や証拠を検討する。その後、会員がATAの行動規範の手順を追って処理した証拠をさらに検討する。CACは苦情を処理する為に、ATAの行動規範がどのように使われたことに明確な証拠を探す。各会員は、苦情処理の義務があり、その手順に慣れていなければならない。

ATAの行動規範は、ATAが発信力を持つ重要な手段であるため、会員がATAの権限を黙殺した場合、該当会員はATAの会員としての資格を失うことになる。

行動規範の推進

51. ATAは行動規範の推進を担当している。
52. 行動規範はATAのウェブサイトに含まなければならない。

処罰と制裁

53. 行動規範の違反が決まった場合、ATAは該当の会員に対する是正措置をする。措置では：
- (a) 広告の修正、または取り消し；
 - (b) 修正された広告の挿入；
 - (c) 関連顧客への修正物発送；
 - (d) 文学や文具の修正、または取り消し；
 - (e) 行動規範の標準を満たすことができないプログラムや資料の取り消し。
54. ATAは自裁量で、行動規範に反する会員に警告及び懲戒を言い渡すことが出来る。
55. 会員が決められた期間以内にATA指示に従った是正措置をしない場合、ATAは会員のATA会員資格を特定期間停止させることができ、持続的に守らない場合、会員資格を失うことが出来る。
56. ATA会員資格を剥奪された会員は広告にATA会員だと表示することができなくなり、文学や文具でATA行動規範を参照することができない。



追加 - オンライン会員

オンライン授業を行っているATAの会員は、ATAの行動規範を守り、さらに次の事項も守らなければならない：

教師の資格や経験に関する情報の目録

S1.1. ATA会員は全教師が持っている最低限の資格を記載必要がある。例えば、教えている科目に関する大学の学位や経験などである。

「要請で提出可能」ということは認められない。

S1.2. オンライン授業を行っているATA会員は、自分が提供するサービスの種類や方法についてきちんと説明するべきである。

S1.3. オンライン授業を行っているATA会員は、教師の居場所及びオーストラリアのカリキュラムについての知識を公開しなければならない。

不正行為（盗作）

S2. 全てのATA会員は、ウェブサイトを用いた生徒の課題の代行、その他の学習作業を含めた不正行為に絶対に関与しないことを宣言しなければならない。

児童保護

S3.1. オンラインサービスを提供しているATA会員は、依頼人に自分たちの児童保護のやり方を説明するべきである。

S3.2. 文字を基盤とするオンライン授業では、行われた全てのコミュニケーションのやりとりが記録されている必要があり、この記録は定期的公開される上、両親から申し出があった場合にはいつでも公表すべきである。

オーディオ／ビデオやライブストリーミングを使うオンライン授業では、生徒はコンピューター、タブレット、携帯電話及び他の機器を使用すること保護者が知るべきである。また、サービス提供者（教師）は、生徒とのやりとりが全て安全で安心出来ることをソフトウェア、または人間の手段通じて保証されるべきである。例え、両親（保護者）が授業を見に来るか、毎回の授業の時にその場にいられる。

定義

文字を基盤としていたテキスト、オーディオ／ビデオ授業内及び授業外で使用した教材やインスタントメッセージ、絵文字、その他の記号表現を含めた文字を使ったコミュニケーションを意味する。

